

内子町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (7年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 5年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
6年度	14,708	11,480,101	347,495	2,285,079	19.9	18.6

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

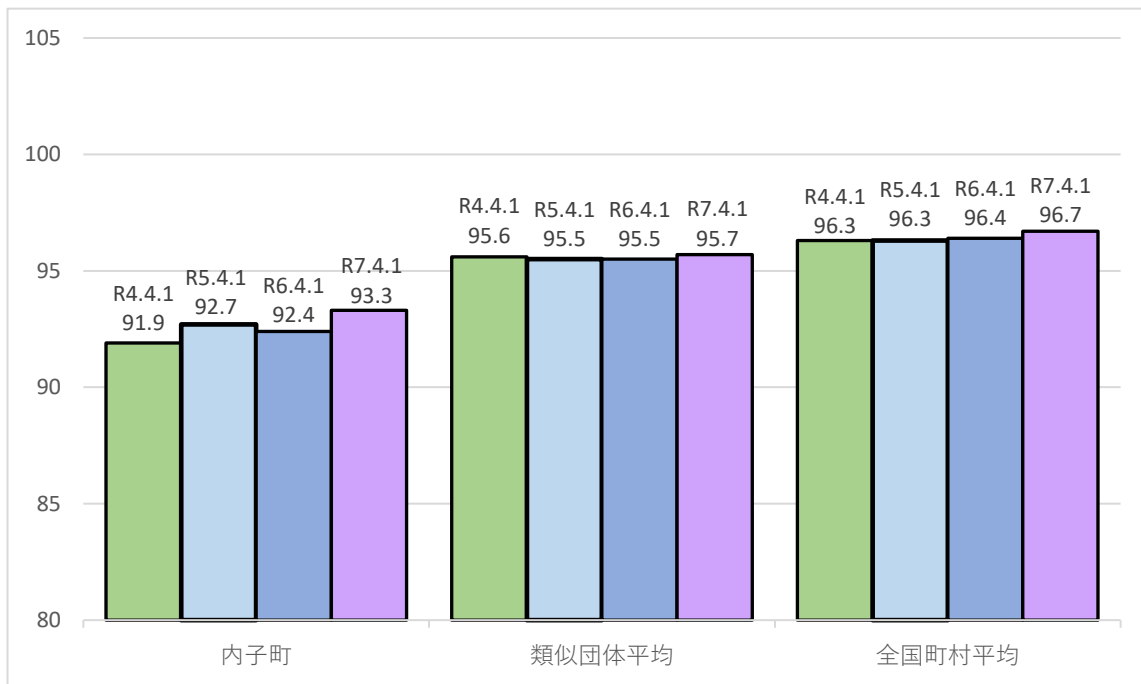
区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当た り給与費 B/A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
6年度	237	792,935	135,313	315,288	1,243,536	5,247	5,750

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給

表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由(給与制度又はその運用を踏まえ記載すること)

--

(4) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の引上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なりを解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し

[**実施** 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から6級までの初号近辺の号給について給料月額の引上げを実施。

②その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当(駐車場に係る通勤手当は除く)、宿日直手当、管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(令和7年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（7年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
内子町	42.8 歳	309,700 円	364,994 円	322,296 円
愛媛県	42.0 歳	325,485 円	411,533 円	355,258 円
国	41.9 歳	332,237 円	414,480 円	-
類似団体	41.9 歳	315,481 円	361,578 円	341,173 円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与 月額 (B)	A/B
内子町	46.0 歳	13 人	261,067 円	275,175 円	260,096 円	-	-	-	-
愛媛県	56.5 歳	161 人	336,989 円	367,590 円	344,691 円	バス 運転者	52.1 歳	317,900 円	1.17
国	51.3 歳	1,703 人	294,567 円	-	337,907 円	-	-	-	-
類似団体	50.8 歳	5 人	287,838 円	312,596 円	301,617 円	-	-	-	-

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
内子町	4,567,906 円	3,815,000 円	1.20

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（令和3年～令和5年の3ヶ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（7年4月1日現在）

区	分	内子町	愛媛県	国
一般行政職	大学卒	232,000円	226,953円	220,000円
	高校卒	206,700円	195,667円	188,000円
技能労務職	高校卒	198,200円	193,655円	—
	中学卒	—	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（7年4月1日現在）

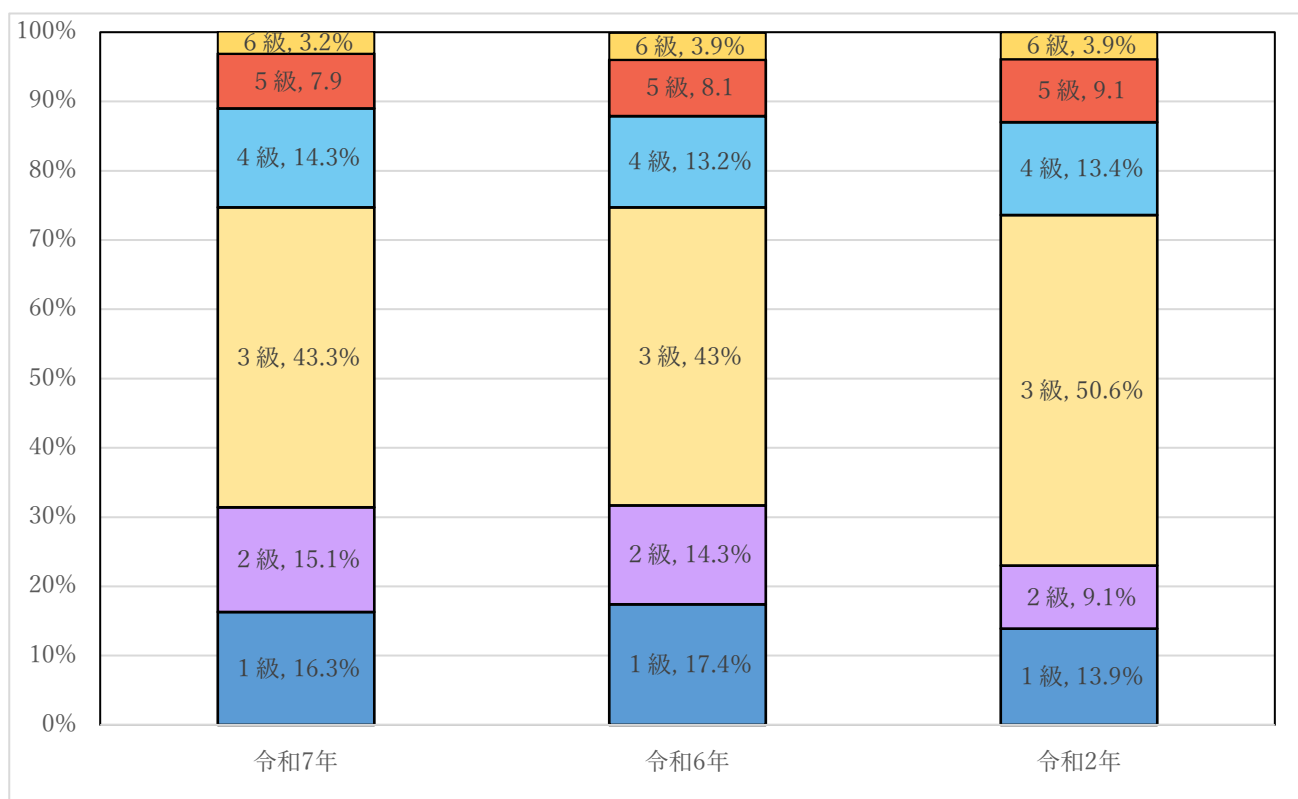
区	分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	282,100円	334,100円	361,500円	383,100円
	高校卒	257,400円	312,700円	336,300円	363,100円
技能労務職	高校卒	243,600円	272,500円	—	307,600円
	中学卒	—	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

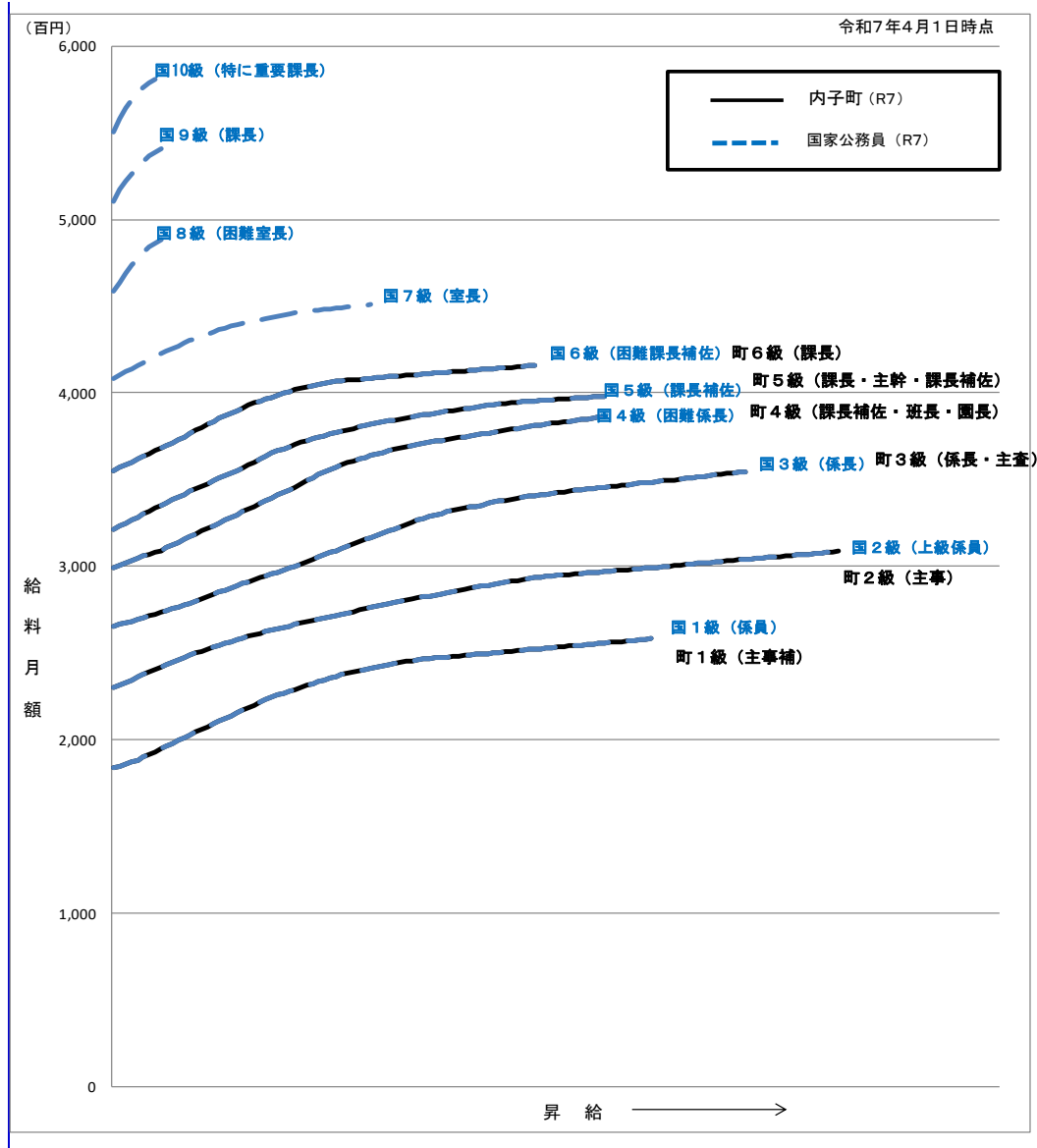
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（7年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事補、保育教諭、保健師、調理員等	41人	16.3%	195,800円	268,300円
2級	主事、技師、保育教諭、保健師等	38人	15.1%	242,000円	316,800円
3級	係長、主査、上級保育教諭、主任保育教諭、上級厚生員、上級管理栄養士、上級技師等	109人	43.3%	276,300円	364,200円
4級	課長補佐、班長、室長、所長、館長、園長等	36人	14.3%	309,800円	396,500円
5級	課長、主幹、所長、園長等	20人	7.9%	332,600円	409,000円
6級	課長、会計管理者、議会事務局長	8人	3.2%	366,800円	427,000円

- (注) 1 内子町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（内子町）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

内子町	愛媛県	国
1人当たり平均支給額（6年度） 1,431千円	1人当たり平均支給額（6年度） 1,609千円	—
（6年度支給割合） 期末手当 2.5月分 勤勉手当 2.1月分 （1.4）月分 （1）月分	（6年度支給割合） 期末手当 2.5月分 勤勉手当 2.1月分 （1.4）月分 （1）月分	（6年度支給割合） 期末手当 2.5月分 勤勉手当 2.1月分 （1.4）月分 （1）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（内子町）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（7年4月1日現在）

内子町			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～45%）		
1人当たり 平均支給額	自己都合 5,379千円	応募認定・定年 8,103千円	—		

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 特殊勤務手当（7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）		2 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）		1,250 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（6年度）		0.77 %		
手当の種類（手当数）		3		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （6年度決算）	左記職員に対する 支給単価
感染症防疫作業手当	右記業務に従事した職員	感染症の防疫作業に従事した場合	0円	日額1,000円
死体取扱手当	右記業務に従事した職員	死体収容作業に従事した場合	0円	1件当たり3,500円
現場（危険）手当	右記業務に従事した職員	土木、建築、国土調査事業及び、その他事務で危険の伴う作業に従事した場合	2千円	日額500円

(4) 時間外勤務手当

支給実績（6年度決算）	50,805千円
職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）	277千円
支給実績（5年度決算）	50,592千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	289千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(5) その他の手当（7年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （6年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （6年度決算）
扶 養 手 当	子 13,000円 その他の扶養親族 6,500円 満16歳から満22歳の子の加算 5,000円	同	-	26,222千円	257,082円
住 居 手 当	借家・借間居住者 （家賃月額12,000円を超えるとき） 27,000円	異	限度額の相違	18,556千円	272,888円
通 勤 手 当	・交通機関等利用 全額支給限度額 55,000円 ・交通用具（自動車等）使用者 通勤距離2km以上の者 2,000円～66,400円を限度	同	-	13,235千円	76,503円
宿 日 直 手 当	・庁舎 4,400円 ・内子高等学校小田分校寄宿舎 7,700円	同	-	2,795千円	18,394円
管 理 職 手 当	管理または監督の地位にある職員に対して 定額で支給	同	-	21,946千円	371,975円
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	管理職手当を支給される職員が臨時または 緊急の必要その他公務の運営の必要により 週休日または休日等に勤務した場合支給	同	-	815千円	14,312円

5 特別職の報酬等の状況（7年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 区 町 村 長	748,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額 900,000円 / 639,000円
	副 市 区 町 村 長	605,000円	720,000円 / 550,000円
報 酬	議 長	263,900円	340,000円 / 252,000円
	副 議 長	213,400円	275,000円 / 196,000円
	議 員	200,800円	250,000円 / 174,000円
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 区 町 村 長	(6年度支給割合) 3.40 月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(6年度支給割合) 3.40 月分	
退 職 手 当	市 区 町 村 長 副 市 区 町 村 長	(算定方式) 給料月額×在職期間(月数)×46/100 (算定方式) 給料月額×在職期間(月数)×27/100	(1期の手当額) 16,515,840円 (1期の手当額) 7,840,800円 (支給時期) 任期毎に支給 (支給時期) 任期毎に支給
	備 考		

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

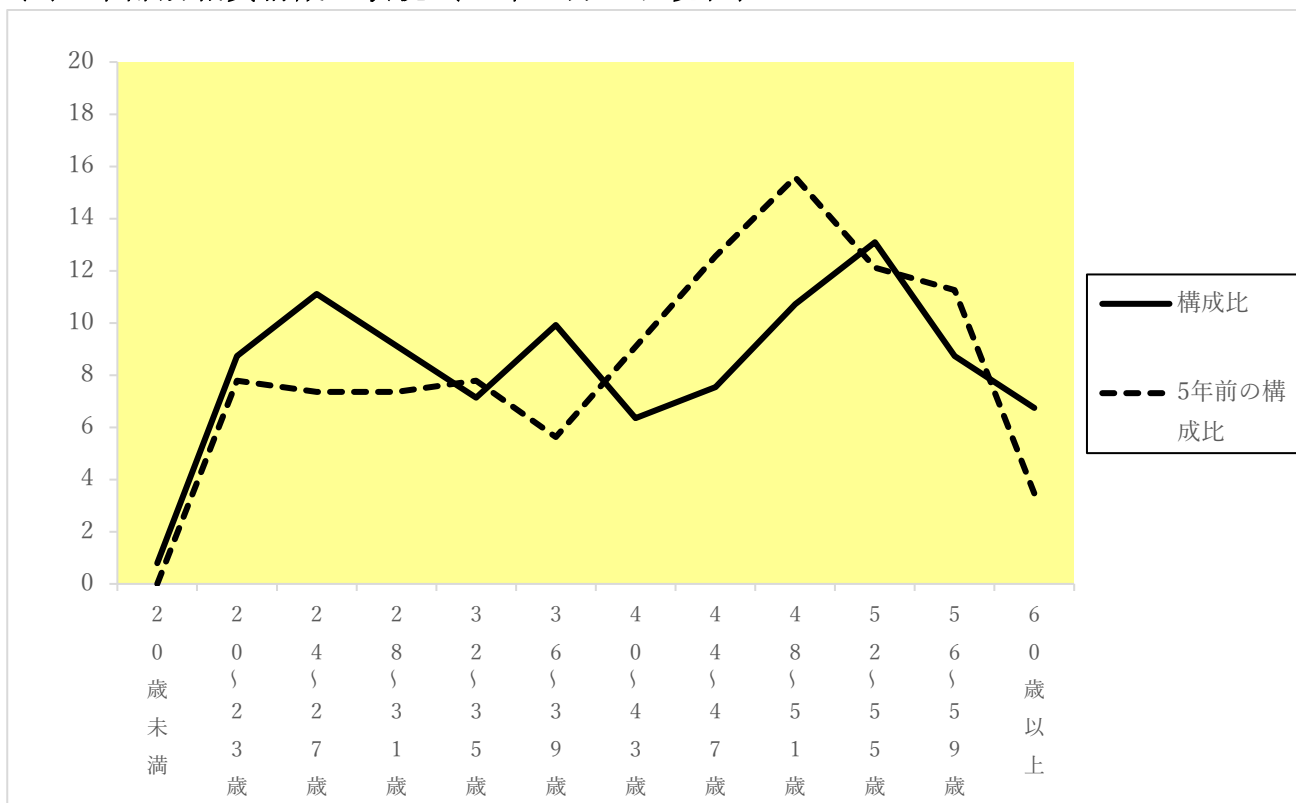
(各年4月1日現在)

部 門	区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令 和 7 年	令 和 6 年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	0	
		総 務	48	46	2	
		税 務	10	10	0	
		民 生	60	56	4	
		衛 生	23	22	1	
農 林		14	15	-1		
商 工 土 木		14	15	-1		
計	190	186	4	<参考> 人口1万当たり職員数 129.18人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 111.20人)		
教 育 部 門	45	50	-5			
小 計	235	236	-1	<参考> 人口1万当たり職員数 159.78人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 133.52人)		
公 営 企 業 計 等 部 門	水 道	3	3	0		
	下 水 道	1	1	0		
	そ の 他	13	13	0		
小 計	17	17	0			
合 計	252 [270]	253 [270]	-1 [-1]	<参考> 人口1万当たり職員数 171.34人		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（7年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～22歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	22人	28人	23人	18人	25人	16人	19人	27人	33人	22人	17人	252人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	2年	3年	4年	5年	6年	7年	過去5年間の増減(率)
一般行政	167	169	179	180	186	190	23(13.7%)
教育	48	51	51	46	50	45	△3(-6.25%)
普通会計計	215	220	230	226	236	235	20(9.3%)
公営企業等会計計	16	17	17	17	17	17	1(6.25%)
総合計	231	237	247	243	253	252	21(9.1%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 5年度の総費用に占 める職員給与費比率
6年度	千円 364,079	千円 30,118	千円 22,923	% 6.30	% 5.74

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費〇千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
6年度	人 3	千円 9,812	千円 2,383	千円 3,786	千円 15,981	千円 5,311	千円 6,316

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、7年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
内子町	32.3歳	269,900円	459,871円
団体平均	45.8歳	345,838円	524,813円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

内子町上下水道事業		内子町	
1人当たり平均支給額（6年度） 1,262千円		1人当たり平均支給額（6年度） 1,431千円	
(6年度支給割合) 期末手当 2.5月分 (1.4)月分		(6年度支給割合) 期末手当 2.5月分 (1.4)月分	
勤勉手当 2.1月分 (1)月分		勤勉手当 2.1月分 (1)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（6年4月1日現在）

内子町上下水道事業			内子町普通会計		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
— 千円			5,379千円 8,103千円		

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 特殊勤務手当（6年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）		3 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）		1,166 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（6年度）		1.16 %		
手当の種類（手当数）		3		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （6年度決算）	左記職員に対する支給 単価
感染症防疫作業手当	右記業務に従事した職員	感染症の防疫作業に従事した場合	0円	日額1,000円
死体取扱手当	右記業務に従事した職員	死体収容作業に従事した場合	0円	1件当たり3,500円
現場（危険）手当	右記業務に従事した職員	土木、建設、国土調査事業及び、その他事務で危険の伴う作業に従事した場合	3千円	日額500円

エ 時間外勤務手当

支給実績（6年度決算）	1,424 千円
職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）	474 千円
支給実績（5年度決算）	1,503 千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	501 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

オ その他の手当（7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (6年度決算)	支給職員1人当たり平均 支給年額 (6年度決算)
扶養手当	子 13,000円 その他の扶養親族 6,500円 満16歳から満22歳の子の加算 5,000円	同	-	78 千円	78,000 円
住居手当	借家、借間居住者 (家賃月額12,000円を超えるとき) 27,000円	異	限度額の相違	499 千円	249,750 円
通勤手当	・交通機関等利用 全額支給限度額 55,000円 ・交通用具（自動車等）使用者 通勤距離2km以上の者 2,000円～66,400円を限度	同	-	333 千円	166,750 円
宿日直手当	・庁舎 4,400円 ・内子高等学校小田分校寄宿舎 7,700円	同	-	48 千円	16,134 円
管理職手当	管理または監督の地位にある職員に対して定額で支給	同	-	-	-
管理職員特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が臨時または緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日または休日等に勤務した場合支給	同	-	-	-